

公益財団法人広島原爆障害対策協議会 研究者等の行動規範

平成27年12月1日 制定

公益財団法人広島原爆障害対策協議会（以下「協議会」という。）の研究者等（協議会に雇用されて研究活動に従事している者並びに協議会の施設及び設備を利用して研究に携わる者をいう。以下同じ。）は、研究に携わる者として社会的責務を自覚し、法令遵守はもとより、公正、誠実、真実および良心を尊重し、高い倫理性と社会的良識に則って行動する。

1 研究者等の責任

研究者等は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かし、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

2 研究者等の行動

研究者等は、常に正直かつ誠実に判断・行動し、自らの専門知識や能力の維持向上に努め、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

3 公開と説明

研究者等は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

4 研究活動について

研究者等は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、協議会の諸規程、関係法令等を遵守し、誠実に行動する。研究者等は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。また、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、またこれに加担しない。

5 研究費の適正な使用等について

研究者等は、研究費が配分された理由を十分に認識し、交付を受けた研究費を研究計画に沿って適正に使用する。また、協議会の諸規程、関係法令等を遵守し、研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により研究費を使用すること、その他法令等に違反して研究費を使用すること等の不正使用を為さず、またこれに加担しない。

6 研究環境の整備

研究者等は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、不正行為抑止の啓発に継続的に取り組む。

7 研究対象への配慮

研究者等は、研究への協力者の人格、人権を尊重する。

8 法令等の遵守

研究者等は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令、関係規則及び協議会の諸規程を遵守する。

9 利益相反

研究者等は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

10 個人情報保護

研究者等は、業務上知り得た情報の適切な管理と保護に努める。また、協議会が所有する知的財産の重要性・有用性を理解し、その保護に努めるとともに、第三者の知的財産権を尊重する。